

近未来技術実証ワンストップセンターの設置
～自動運転や小型無人機等の実証実験を促進するための
近未来技術実証に関するワンストップセンターの設置～
(国家戦略特別区域法第37条の7 平成29年6月23日法律第71号)

特例措置前

○自動運転やドローン(小型無人機)等の「近未来技術」に関する実証実験については、多方面との事前の協議や手続が必要とされており、円滑な実証の推進に当たって課題となっていた。

ニーズ

○自動車の自動運転や小型無人機等の近未来技術の実証実験に関しての相談窓口の一元化及び手続の効率化による、構想(相談)から実証実験までの迅速・円滑化が求められていた。

特例措置

○国家戦略特別区域内において自動運転やドローン(小型無人機)等の「近未来技術」実証実験等を行う者に対して、関係法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う、近未来技術実証に関するワンストップセンターを区域会議の下に設置する。

効果

○ワンストップセンターが、自動運転やドローン(小型無人機)等の「近未来技術」の実証実験等を行う者に対する、関係法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うことで、自動運転やドローン(小型無人機)等の近未来技術の実証実験が迅速かつ円滑に実施され、革新的なサービス等の創出が図られる。